

一般社団法人 日本アミューズメント産業協会 御中

国 税 庁
デジタル庁
警 察 庁

令和7年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知の
お願いについて
(周知協力依頼)

平素より警察行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各府省庁では、これまで事業者の皆様を含む国民の利便性の向上を目指しながら、事業者の業務や公的手続等のデジタル化に取り組んできたところです。

これまで以上に取組を加速させていくため、警察庁としてもデジタル庁や各府省庁と連携しながら、周知広報等を行っていくこととしております。

こうした中で、令和7年分の所得税の確定申告や事業者のデジタル化に向けて、貴団体を通じた事業者の皆様への着実な周知が必要不可欠だと考えておりますので、以下の2点の内容について、会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

1. 周知をお願いしたい事項

(1) 給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について

令和5年分の確定申告から、事業者の方が税務署にオンライン（e-Tax等）で提出した給与所得の源泉徴収票の情報（税務署への提出義務がない500万円以下の給与所得の源泉徴収票の情報を含みます。）が、マイナポータル連携による自動入力の対象となりました。

従業員の方が確定申告において、この給与所得の源泉徴収票の情報の自動入力を利用するためには、事業者の方から給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していくだく必要があります（注）。

また、eLTAXを利用すれば、市区町村に提出する給与支払報告書の作成とともに、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票のデータも同時に作成することができ、それを市区町村と税務署へ一挙に提出することができます。さらに、令和9年1月からは、市区町村に給与支払報告書を提出すれば、税務署にも給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、その場合、eLTAXで提出された給与支払報告書については、マイナポータル連携の自動入力の対象になる予定ですので、給与支払報告書のeLTAXによる提出の勧奨の御協力をお願いいたします。

おって、従業員の方のメリット以外にも、給与支払報告書をeLTAXで提出することで、各市区町村への提出（送付）が不要となるなど、事業者の方にとっても、提出に係る事務負担が軽減されるといったメリットがあります。

つきましては、できる限り多くの事業者の方に給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出いただけるよう、別紙1を貴団体の機関紙（誌）等へ掲載していただくなど、会員に対する周知の御協力をお願い申し上げます。

（注） 従業員の方がマイナポータル連携による自動入力を利用するためには、事業者の方が、従

業員の方のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等を正しく入力し、税務署にオンラインで給与所得の源泉徴収票を提出いただく必要があります。

別紙1 「給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出すると、従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!」（[こちら](#)）

（2）自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について

確定申告をする際には、スマートフォンやパソコンを使って、御自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。「確定申告書等作成コーナー」では画面に表示される案内に沿って金額等を入力するだけで、税額等が自動計算され、所得税の申告書を計算誤りのないように作成することが可能となっており、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。

e-Taxを利用した確定申告は、給与所得の源泉徴収票の情報や医療費、ふるさと納税等の情報を、マイナポータル連携を活用して自動入力することが可能であるほか、令和8年1月（令和7年分所得税の申告書）からは、生命保険の一時金・年金、損害保険の満期返戻金・年金に係る支払調書情報やふるさと納税以外の寄附金控除に係る情報についてもマイナポータル連携の対象となる予定です。また、「スマートフォンのマイナンバーカード」に対応し、Android端末に加え、iPhoneにおいても実物のマイナンバーカードをかざすことなく申告書の作成・e-Tax送信が可能になることから、利便性の更なる向上が期待できます。

また、令和7年度は、マイナンバーカードとマイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が到来される方が多数見込まれており、有効期限を過ぎた場合、マイナポータル連携やe-Tax手続の利用などができず、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続にも影響があることから、積極的な周知・広報に取り組んでいるところです。

貴団体におかれましては、自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告の更なる推進に向けて、本取組の趣旨を御理解いただきますとともに、給与所得の源泉徴収票の交付時期に、別紙2及び別紙3（注1）を用いるほか、従業員等への周知の際の見本として、別紙4を参考にしていただき、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告やマイナポータル連携の利便性、マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限や更新手続（注2）について、従業員等へ周知されるよう、会員の皆様へ依頼いたしますようお願い申し上げます。

（注1）「給与所得の源泉徴収票」をオンライン提出している場合、別紙3を適宜加工の上、別紙2と併せて給与情報のマイナポータル連携が利用可能であることを周知願います。

（注2）マイナンバーカード及びマイナンバーカードの電子証明書の有効期限や更新手続等については、[デジタル庁ホームページ](#)も御活用ください。

別紙2 「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax（従業員向け周知用）」

別紙3 「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」（[スマホ用](#)）（[パソコン用](#)）

別紙4 「従業員向け周知文（見本）」

（3）事業者のデジタル化促進について

事業者のデジタル化を進めることは政府全体として取り組む重要な課題の一つであり、関係省庁等において、事業者のデジタル化促進に取り組んでおります。

事業者の取引・会計・税務といった一連の業務をデジタル化することにより、事業者の経営の効率化・高度化や生産性の向上が期待されるため、関係省庁等が連携して、まずは、事業者に各種クラウドツールの活用やデジタルインボイスの導入を促進するとともに、中長期的には、取引から会計、税務申告・納税に至るまでの一連の業務プロセスについて一貫したデジタル処理が可能となる環境の整備を目指しております。

そのため、国税庁においては、デジタルインボイスやAI-OCR等の導入による業務のデジタル化のメリットを訴求するリーフレットや動画等の広報素材のほかデジタル化に関する様々な困りごとに関する相談窓口一覧を作成し、事業者のデジタル化の支援や施策の周知・広報を行っているところです。

これらの取組の趣旨をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、会員各位に対して下記リンク先の広報素材や相談窓口一覧を共有していただきなど、事業者の取引・会計・税務といった一連の業務のデジタル化促進に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

別紙5 事業者のデジタル化促進に関するリーフレット・動画等一覧（[こちら](#)）

別紙6 デジタル化に関する相談窓口一覧（[こちら](#)）

2. アンケート回答のお願い

(1) 関係民間団体のご担当者向けのアンケート

今後の施策の参考とさせていただきたく、周知状況等についてのアンケート（8問程度）を作成しております。大変恐縮ではございますが、数分程度で回答可能なものとなっておりますので、御回答いただきますよう御協力をお願いいたします。

○御回答期限

- 年内に周知等を行った場合：2025年12月末
- 年明けに周知等を行った場合：2026年1月末

URL：<https://forms.gle/EJ8QJEetZ2KfXcf89>（関係民間団体の方向け）



(2) 関係民間団体傘下会員の従業員の方向けのアンケート

自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxの推進に向けて、皆様の御意見を今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

つきましては、主に過去に確定申告を行ったことがある従業員の方向けに、確定申告・e-Taxの利用に関するアンケート（10問程度）を用意しておりますので、当該アンケートについて御回答いただきますよう会員の皆様を通じて周知をお願いいたします。

○御回答期限：2026年2月末

URL：<https://forms.gle/YkRdX8axjVGc1hHWA>（従業員の方向け）



（以 上）

【本件の問合せ先】

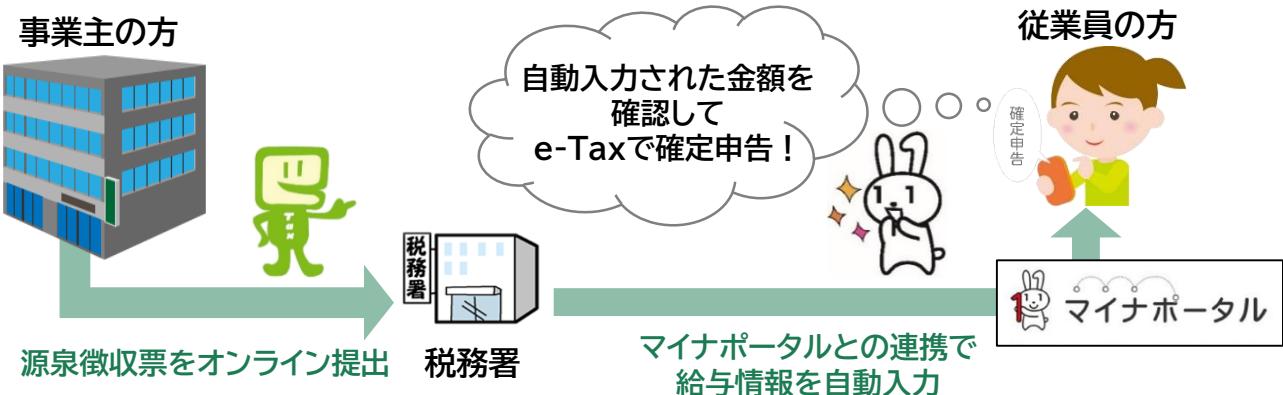
国税庁長官官房企画課
デジタル化・業務改革室

D X 戦略係長 市川
tomohisa.ichikawa.xd4@nta.go.jp

事業主の皆さんへ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の オンライン 提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さんへのお願い

皆さまが、**給与所得の源泉徴収票をオンライン提出すると、**
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の情報が自動で入力されるようになります！
従業員の方の確定申告がさらに簡単になりますので、
オンライン提出をお願いします！



オンライン提出のポイント

- 事業主の皆さんから**オンライン提出された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象**となります。
税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票**であっても、**オンライン提出した場合は、自動入力の対象**となります。
- * オンライン提出とは、e-Tax又は認定クラウド等による提出のほか、eLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用した場合が該当します。書面や光ディスク等で提出した場合は該当せず、自動入力の対象となりません。
- eLTAXなら、より簡単にオンライン提出が可能です！（詳細は裏面をご確認ください）
- 給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等**については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。

！ 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



(国税庁ホームページ)



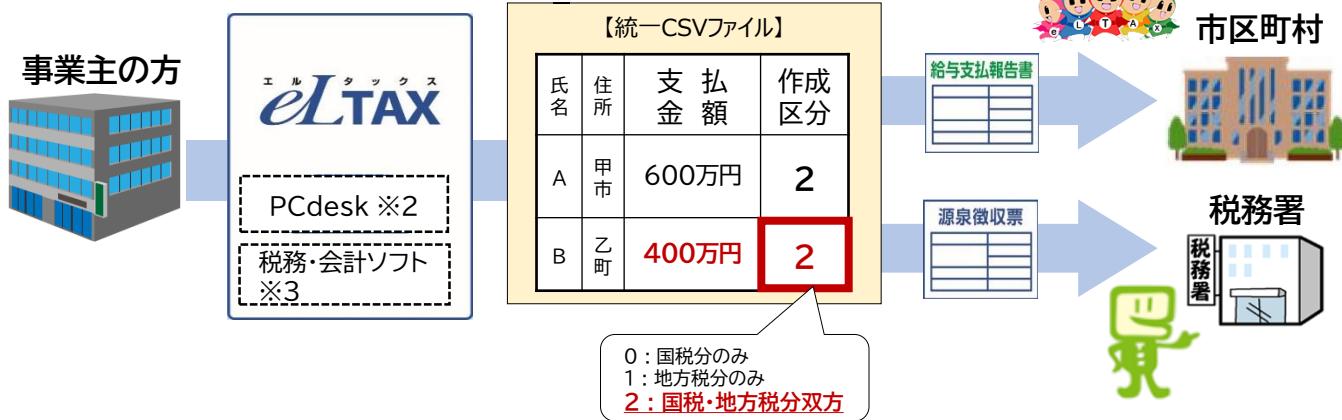
国税庁 法人番号7000012050002

R7.4

オススメ！

給与支払報告書をeLTAXで提出する場合は 税務署へ提出する源泉徴収票のデータも同時に作成され、 まとめて送信できます！

- ☞ 紹介する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！※1
- ☞ また、支払金額が500万円以下の源泉徴収票データも税務署に提出されるため、従業員の方が確定申告書を作成する際の自動入力の対象となります！



eLTAXのメリット！

- 提出先の市区町村へ自動的に振り分けられます！
- 紹介する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！
- 個人住民税特別徴収税額通知を電子データで受け取れます！



※1 e-Taxの利用者識別番号が必要となります。

※2 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトで、取り込むCSVの件数、容量に制限はありません。

※3 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、税務・会計ソフトの対応状況は、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等へご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)

令和9年1月以降の変更点

お早めの準備をお願いします！

源泉徴収票の提出方法の改正

給与等の支払者が、給与所得の源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなすこととされました。

上記改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票について適用されます。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の対象基準引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。

※ 紹介する際、「作成区分」欄を「2」とすると、自動的に源泉徴収票データも作成され、市区町村と税務署へまとめて提出できます！

詳しい内容はこちら



(国税庁ホームページ)

e-Taxでの源泉徴収票の作成・提出方法

税務・会計ソフトがeLTAXの一括提出に対応していない場合などは、源泉徴収票の提出はe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



(e-Taxホームページ)



書かない ✎ 確定申告！

マイナンバーカードで自宅からe-Tax

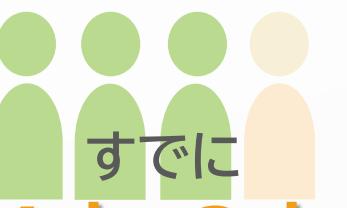
e-Taxの5つのメリット

- 自宅から申告可能**
- 24時間いつでも利用可能**
- 受信通知からいつでも内容確認**
- 添付書類提出不要**
- 早期還付(3週間程度で還付)**

※メンテナンス時間を除きます

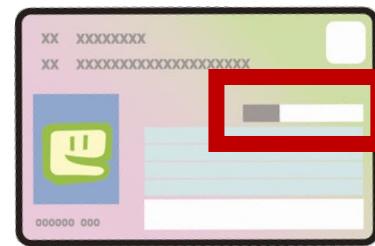
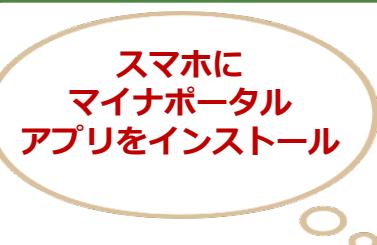
※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



すでに
約 4人に3人 が
e-Taxで確定申告！

e-Taxに必要なもの



申告書の作成・提出

✓ 確定申告書等作成コーナーなら、**自動計算**で申告書が完成！
そのままe-Taxで送信

計算誤りの心配なし！

✓ マイナポータル連携で
給与、医療費、ふるさと納税等の情報が**自動入力**！
書類の管理や保管も不要

集計や入力の手間が不要♪

◆ご利用には**事前準備が必要**です。事前準備はお早めに！



会社や事務所に
お勤めのみなさま

マイナポータル
連携のご利用で

給与所得の確定申告が さらに簡単になりました！



給与情報のマイナポータル連携とは

休日やスキマ時間で
簡単に申告できます

- 面倒な操作や手入力が不要！
- ミスなく確定申告できて安心！
- 紙の「給与所得の源泉徴収票」が不要！
- 医療費やふるさと納税もあわせて自動入力！

※ 医療費やふるさと納税のマイナポータル連携には、別途、事前準備が必要です



具体的な方法はこちらの動画
をご覧ください
(YouTube 国税庁動画チャンネル)

＼ お早めの／

👍 ご利用には事前準備が必要です

※ 給与所得の源泉徴収票を自動入力するには、マイナポータルとe-Taxで事前準備をする必要があります
※ 一度設定すれば、翌年以降の確定申告の際に、事前準備は不要です

事前準備については
こちら



有効期限については
こちら



マイナンバーカード及び電子証明書の
有効期限にご注意ください

※ 有効期限を過ぎた場合には、マイナポータルやe-Taxによる手続ができなくなります

※ お勤め先からe-Taxで提出された「給与所得の源泉徴収票」がマイナポータル連携の対象となります
※ お勤め先の「給与所得の源泉徴収票」の提出状況についてはお勤め先にご確認ください

税 国税庁 法人番号7000012050002

給与 マイナポ連携



会社や事務所に
お勤めのみなさま

スマホでも



パソコンでも



ご自宅から



マイナポータル
連携のご利用で



自動入力で
確定申告



給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！

給与情報のマイナポータル連携とは

- 面倒な操作や手入力が不要！
- ミスなく確定申告できて安心！
- 紙の「給与所得の源泉徴収票」が不要！
- 医療費やふるさと納税もあわせて自動入力！

※ 医療費やふるさと納税のマイナポータル連携には、別途、事前準備が必要です

休日やスキマ時間で
簡単に申告できます



具体的な方法はこちらの動画
をご覧ください
(YouTube 国税庁動画チャンネル)

＼お早めの／

ご利用には事前準備が必要です

※ 給与所得の源泉徴収票を自動入力するには、マイナポータルとe-Taxで事前準備をする
必要があります
※ 一度設定すれば、翌年以降の確定申告の際に、事前準備は不要です

事前準備については
こちら



国税庁HP



マイナンバーカード及び電子証明書の
有効期限にご注意ください

※ 有効期限を過ぎた場合には、マイナポータルやe-Taxによる手続ができなくなります

有効期限については
こちら



デジタル庁HP

※ お勤め先からe-Taxで提出された「給与所得の源泉徴収票」がマイナポータル連携の対象となります

※ お勤め先の「給与所得の源泉徴収票」の提出状況についてはお勤め先にご確認ください

周知文（見本）

従業員の方への周知の際の見本となりますので、適宜加工の上、ご活用ください。
なお、各パターンとも同一の趣旨・内容ですが、表現のニュアンスが異なります。

○ 給与の源泉徴収票をオンライン提出（予定含む）している場合

(社内メールによる周知の場合の見本)

- ◆ パターン1
- ◆ パターン2

従業員の方への周知の際の見本となりますので、適宜加工の上、ご活用ください。
なお、各パターンとも同一の趣旨・内容ですが、表現のニュアンスが異なります。

(掲示・配付による周知の場合の見本)

- ◆ パターン3
- ◆ パターン4

○ 給与の源泉徴収票をオンライン提出していない場合

(社内メールによる周知の場合の見本)

- ◆ パターン5
- ◆ パターン6

(掲示・配付による周知の場合の見本)

- ◆ パターン7
- ◆ パターン8

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン1

※「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁HP参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

~~~~~  
件名：令和7年分 確定申告は「自宅から簡単・便利に」！ e-Tax・マイナポータル連携を利用した申告について

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告の電子申告利用率はすでに約75%に達しており、申告手続きは「紙からデジタルへ」確実に移行しています。

現在、政府が推進する「デジタル社会の実現」に向けて、当社としても業務のデジタル化・効率化を積極的に進めていますので、個人レベルでもDX推進に貢献できる自宅等からのe-Taxを強く推奨します。

また、確定申告書作成の際に、マイナポータル連携を利用すれば、給与情報や医療費、ふるさと納税などの申告に必要な情報が自動で反映されるため、手入力の手間が省け、申告ミスの防止にもつながりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

🔗 [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



e-Tax・マイナポータル連携の主なメリット

- ☞ 自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし
- ☞ 給与情報・医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減
- ☞ 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的
- ☞ 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

🔗 [国税庁HP参考リンク](#) (操作方法・詳細はこちら)



[「給与所得の確定申告がさらに簡単にになりました！」](#)

[「確定申告特集ページ」](#)

社員の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、便利で効率的なe-Taxやマイナポータル連携をご利用いただき、DX推進の一翼を担っていただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン2

※「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁HP参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

件名：令和7年分確定申告はマイナポータル連携でもっとラクに！「ちょっとやってみようかな」から始めてみませんか？

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告といえば、書類をかき集め、数字を電卓で計算して…と大変なイメージがありますよね。

でも、今はもう違います！

皆さまが確定申告する際に、マイナポータル連携を利用することで、確定申告書の該当項目へ自動入力されるので、集計・入力の手間や誤りが減るほか、書類の管理・保管が不要となり、確定申告が劇的にラクになります！

マイナポータル連携を利用すれば、給与情報のみならず、医療費・ふるさと納税・生命保険料なども自動入力の対象となりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

 [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



e-Tax・マイナポータル連携のここがすごいポイント！

自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

給与情報・医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

 [国税庁HP参考リンク](#) (操作方法・詳細はこちら)



[「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

ご利用いただいている方からは、「一度やってみたら、もう手入力には戻れない」や「騙されたと思ってやってみたら、すごくラクだった」という声がありましたので、ぜひ一度利用してみてください。きっと便利さを実感いただけるはずです！

~~~~~

## 【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン3

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

### 税務署からのお知らせ

#### ～令和7年分確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用について～

いつもお世話になっております。

(担当部署名)より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告の電子申告利用率はすでに約75%に達しており、申告手続きは「紙からデジタルへ」確実に移行しています。

現在、政府が推進する「デジタル社会の実現」に向けて、当社としても業務のデジタル化・効率化を積極的に進めていますので、個人レベルでもDX推進に貢献できる自宅等からのe-Taxを強く推奨します。

また、確定申告書の作成の際に、マイナポータル連携を利用すれば、給与情報や医療費、ふるさと納税などの申告に必要な情報が自動で反映されるため、手入力の手間が省け、申告ミスの防止にもつながりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

⌚ [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



e-Tax・マイナポータル連携の主なメリット

⌚ 自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

⌚ 給与情報・医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

⌚ 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

⌚ 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

⌚ 国税庁HP参考リンク（操作方法・詳細はこちら）



[「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」](#)

[「確定申告特集ページ」](#)

社員の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、便利で効率的なe-Taxやマイナポータル連携をご利用いただき、DX推進の一翼を担っていただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

【源泉徴収票をオンライン提出している事業者向け】パターン4

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

税務署からのお知らせ

～令和7年分確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用について～

いつもお世話になっております。

(担当部署名)より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告といえば、書類をかき集め、数字を電卓で計算して…と大変なイメージがありますよね。

でも、今はもう違います！

皆さまが確定申告する際に、マイナポータル連携を利用することで、確定申告書の該当項目へ自動入力されるので、集計・入力の手間や誤りが減るほか、書類の管理・保管が不要となり、確定申告が劇的にラクになります！

マイナポータル連携を利用すれば、給与情報のみならず、医療費・ふるさと納税・生命保険料なども自動入力の対象となりますので、ぜひご利用ください！

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

⌚ [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



e-Tax・マイナポータル連携のここがすごいポイント！

自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

給与情報・医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

⌚ [国税庁HP参考リンク](#) (操作方法・詳細はこちら)



[「給与所得の確定申告がさらに簡単になりました！」](#)

[「確定申告特集ページ」](#)

ご利用いただいている方からは、「一度やってみたら、もう手入力には戻れない」や「騙されたと思ってやってみたら、すごくラクだった」という声がありましたので、ぜひ一度利用してみてください。きっと便利さを実感いただけるはずです！

【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン5

※「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁HP参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

件名：令和7年分 確定申告は「自宅から簡単・便利に」！ e-Tax・マイナポータル連携を利用した申告について

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告の電子申告利用率はすでに約75%に達しており、申告手続きは「紙からデジタルへ」確実に移行しています。

現在、政府が推進する「デジタル社会の実現」に向けて、当社としても業務のデジタル化・効率化を積極的に進めていますので、個人レベルでもDX推進に貢献できる自宅等からのe-Taxを強く推奨します。

また、確定申告書の作成の際に、マイナポータル連携を利用すれば、医療費、ふるさと納税などの申告に必要な情報が自動で反映されるため、手入力の手間が省け、申告ミスの防止にもつながりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

🔗 [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



e-Tax・マイナポータル連携の主なメリット

☞ 自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

☞ 医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

☞ 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

☞ 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

🔗 国税庁HP参考リンク（操作方法・詳細はこちら）



[「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

社員の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、便利で効率的なe-Taxやマイナポータル連携をご利用いただき、DX推進の一翼を担っていただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

## 【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン6

※「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」については、別途メールに当該リーフレットデータ（PDF）を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

※社内メールの仕様がテキスト形式である場合は、「国税庁HP参考リンク」に埋め込んでいるリーフレットは閲覧できませんので、当該メールにリーフレットを添付していただくなど、適宜の方法で周知いただきますようお願いいたします。

~~~~~  
件名：令和7年分確定申告はマイナポータル連携でもっとラクに！「ちょっとやってみようかな」から始めてみませんか？

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告といえば、書類をかき集め、数字を電卓で計算して…と大変なイメージがありますよね。

でも、今はもう違います！

皆さまが確定申告する際に、マイナポータル連携を利用してることで、確定申告書の該当項目へ自動入力されるので、集計・入力の手間や誤りが減るほか、書類の管理・保管が不要となり、確定申告が劇的にラクになります！

マイナポータル連携を利用すれば、医療費・ふるさと納税・生命保険料なども自動入力の対象となりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

⌚ [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



e-Tax・マイナポータル連携のここがすごいポイント！

⌚ 自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

⌚ 医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

⌚ 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

⌚ 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

⌚ 国税庁HP参考リンク（操作方法・詳細はこちら）



[「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

ご利用いただいている方からは、「一度やってみたら、もう手入力には戻れない」や「騙されたと思ってやってみたら、すごくラクだった」という声がありましたので、ぜひ一度利用してみてください。きっと便利さを実感いただけるはずです！

~~~~~

## 【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン7

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

### 税務署からのお知らせ

#### ～令和7年分確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用した e-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用について～

いつもお世話になっております。

（担当部署名）より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告の電子申告利用率はすでに約75%に達しており、申告手続きは「紙からデジタルへ」確実に移行しています。

現在、政府が推進する「デジタル社会の実現」に向けて、当社としても業務のデジタル化・効率化を積極的に進めていますので、個人レベルでもDX推進に貢献できる自宅等からのe-Taxを強く推奨します。

また、確定申告書の作成の際に、マイナポータル連携を利用すれば、医療費、ふるさと納税などの申告に必要な情報が自動で反映されるため、手入力の手間が省け、申告ミスの防止にもつながりますので、ぜひご利用いただくようお願いします。

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

⌚ [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



e-Tax・マイナポータル連携の主なメリット

⌚ 自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

⌚ 医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

⌚ 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

⌚ 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

⌚ 国税庁HP参考リンク（操作方法・詳細はこちら）



[「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」](#)



[「確定申告特集ページ」](#)

社員の皆様におかれましては、ぜひこの機会に、便利で効率的なe-Taxやマイナポータル連携をご利用いただき、DX推進の一翼を担っていただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

【源泉徴収票をオンライン提出していない事業者向け】パターン8

※周知文と併せて「確定申告はマイナンバーカードでe-Tax」を添付の上、周知いただきますようお願いいたします。

税務署からのお知らせ

～令和7年分確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用について～

いつもお世話になっております。

(担当部署名)より、令和7年分の所得税等の確定申告に関するご案内です。

税務署から、確定申告における自宅等からマイナンバーカードを利用したe-Tax（電子申告）及びマイナポータル連携の積極的な利用に関する周知の依頼がありました。

確定申告といえば、書類をかき集め、数字を電卓で計算して…と大変なイメージがありますよね。

でも、今はもう違います！

皆さまが確定申告する際に、マイナポータル連携を利用することで、確定申告書の該当項目へ自動入力されるので、集計・入力の手間や誤りが減るほか、書類の管理・保管が不要となり、確定申告が劇的にラクになります！

マイナポータル連携を利用すれば、医療費・ふるさと納税・生命保険料なども自動入力の対象となりますので、ぜひご利用ください！

併せて、「確定申告・e-Tax利用に関するアンケート」への協力の依頼もきておりますので、当該アンケートについてもご回答いただきますようお願いいたします。

🔗 [確定申告・e-Tax利用に関するアンケート](#) (10問程度) >>>>>



☑ e-Tax・マイナポータル連携のここがすごいポイント！

☒ 自宅から24時間申告可能：税務署に出向く必要なし

☒ 医療費通知・ふるさと納税等・年金情報などが自動取得：入力の手間を大幅削減

☒ 添付書類の提出が一部不要：ペーパーレスで効率的

☒ 還付金の受取が早くなる：手続きの迅速化

🔗 [国税庁HP参考リンク](#) (操作方法・詳細はこちら)



[「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」](#)

[「確定申告特集ページ」](#)

ご利用いただいている方からは、「一度やってみたら、もう手入力には戻れない」や「騙されたと思ってやってみたら、すごくラクだった」という声がありましたので、ぜひ一度利用してみてください。きっと便利さを実感いただけるはずです！

事業者のデジタル化促進に関するリーフレット・動画一覧

事業者全般向け



○突き出し広告

「日々の業務をデジタル化で効率UP！」

[「日々の業務をデジタル化で効率UP！」\(PDF/710KB\)](#)



○リーフレット

「日々の経理をデジタル化で効率UP」

[「日々の経理をデジタル化で効率UP」\(令和7年6月\)\(PDF/454KB\)](#)



○動画

「申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？」(PR動画30秒)

クラウド会計ソフトやデジタルインボイスのメリットを分かりやすく紹介

[動画を見る](#) (外部サイト (YouTube) ヘリンクします。)



中堅・大企業向け



○動画

「デジタルインボイスの基本」

デジタルインボイスの仕組みやメリットをわかりやすく紹介※ EIPA（デジタルインボイス推進協議会）作成

[動画を見る](#) (1分ver) (外部サイト (YouTube) ヘリンクします。)



[動画を見る](#) (2分ver) (外部サイト (YouTube) ヘリンクします。)



中小事業者・個人事業者向け



○動画

「(Web-TAX TV) (8分) 中小企業のクラウド会計・AI-OCR導入事例」

[動画を見る](#) (外部サイト (YouTube) ヘリンクします。)



○動画

(Web-TAX-TV) (12分) 経理業務のDX～ご存じですか? Peppolインボイス～」

[動画を見る](#) (外部サイト (YouTube) ヘリンクします。)



デジタル化に関する相談窓口一覧

相談内容	相談先	電話番号等
① 経営に関する一般的なご相談 商工会・商工会議所の会員の方はもちろんのこと、非会員でも相談可能な経営支援の相談窓口	お近くの 商工会 または 商工会議所 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	全国商工会連合会 全国各地の商工会WEBサーチ https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754
		日本商工会議所 商工会議所検索 https://www.jcci.or.jp/ccisearch/?page=cciSearch
② 経営に関する一般的なご相談 売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けた提案や、適切な支援機関の紹介を行う相談窓口	各都道府県の よろず支援拠点 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	よろず支援拠点全国本部 支援拠点一覧 https://yorozu.smrj.go.jp/base/
③ IT利活用に関するご相談 ITコーディネーター等のIT専門家とオンライン面談が可能な相談窓口	IT経営サポートセンター 右記のサイトから相談日時を予約	IT経営サポートセンターHP https://it-sodan.smrj.go.jp
④ IT導入補助金に関するご相談 業務の効率化やDXの推進に向けたITツール等の導入費用を支援	IT導入補助金事務局 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	IT導入補助金HP https://it-shien.smrj.go.jp 0570-666-376 (ナビダイヤル) 050-3133-3272 (IP電話等) 【受付時間】 (9:30-17:30 土日祝・年末年始除く)
⑤ 適正記帳による経営の合理化やe-Taxの送信サポートに関するご相談 青色申告会・納税協会の会員の方はもちろんのこと、非会員でも相談可能な窓口 ※青色申告会は個人事業者のみ	お近くの 青色申告会 または 納税協会 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	全国青色申告会総連合 窓口検索 https://www.zenaoirobr.jp/search/index.html
		納税協会 各地の納税協会 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県) https://www.nouzeikyokai.or.jp/kobetsu/osakashi.html